

リスク分担表（案）

平成17年4月

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う）

空欄：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

（注1） ここでいう「他事業」とは、東京国際空港において本事業と同時に実施される事業（国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業、国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業、新設滑走路整備事業、その他の民間事業等）を指す。

（注2） 不可抗力リスクにおける「軽微なもの」とは、不可抗力による追加費用及び損害額について、施工期間中においては建設工事費の1%相当額に至るまで、維持管理期間中においては当該年度における維持管理費用の1%相当額に至るまでを想定している。

段階	リスク分類	リスク種類	No	リスクの内容	負担者		備考
					国	SPC	
共通	制度関連リスク	入札公告の誤り	1	入札公告の誤りによるもの	○		
		法令等の変更	2	国の事業及びPFI事業のみに影響を与える法令等の変更	○		
			3	その他の法令等の変更		○	
		税制の変更	4	国の事業及びPFI事業のみに影響を与える税制の変更	○		
			5	消費税率の変更	○		国が支払う消費税については予算措置等必要な手続きを行った上で増額分を支払う。減額措置があった場合は減額変更を行う。
			6	その他の税制変更		○	
		許認可の取得等	7	許認可の取得等の遅延に関するもの（国申請分）	○		
			8	許認可の取得等の遅延に関するもの（上記以外）		○	
	社会リスク	住民の要望活動等	9	国の提示条件に関する地域住民等の要望活動・訴訟によるもの	○		
			10	上記以外の住民等の要望活動・訴訟によるもの		○	
		環境対策	11	設計、施工、維持管理上の環境への悪影響		○	
		第三者賠償	12	国の提示条件・指示により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		
			13	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○	
	経済リスク	金利	14	市場金利の変動によるもの	△	○	10年程度を目途に定期的な基準金利見直しを予定している。これ以外の金利変動についてはSPCの負担とする。
		資金調達	15	必要な資金の確保に関すること		○	
	債務不履行リスク	事業の中止、延期	16	国の指示によるもの	○		
			17	上記以外の事由による事業の中止、延期（不可抗力を除く）		○	

	不可抗力リスク	構成員等のリスク	18	構成員等の能力不足によるSPCの経済性の悪化		○	
		施設の損傷	19	戦争、放射能、テロ等の人的災害によるもの	○	△	軽微なもの及び保険の付保が可能なものを除き、国が負担する。
			20	火災、地震、台風等の自然災害によるもの	○	△	軽微なもの及び保険の付保が可能なものを除き、国が負担する。
			21	設計、施工、維持管理上の事故・障害の発生によるもの		○	保険の付保を原則とする。
		労働災害	22	上記の不可抗力又は事故・障害によるSPCの従業員の労働災害		○	
契約前	応募リスク	応募条件の変更	23	応募費用に関するリスク		○	
	契約締結リスク	契約の未締結、遅延	24	契約が未締結又は遅延	○	○	原則として起因者が負担する。
調査設計段階	計画リスク	測量、調査の不備	25	国が実施した測量、調査の不備	○		
			26	SPCが実施した測量、調査の不備		○	
		設計の変更	27	国の指示によるもの	○		
			28	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○		
			29	上記以外の事由によるもの		○	
施工段階	施工リスク	工事完了の遅延	30	国の指示によるもの	○		
			31	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○		
			32	他事業の工事の遅延によるもの		○	ただし、国が発注する他のPFI事業の工事の遅延によるものは除く
			33	上記以外の事由によるもの		○	
		工事費の変更	34	国の指示によるもの	○		増加した場合は国が負担し、減少した場合は減額変更を行う。
			35	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○		
			36	上記以外の事由によるもの		○	
		損害	37	他事業の工事の欠陥による損害		○	ただし、国が発注する他のPFI事業の工事の欠陥によるものは除く
			38	工事目的物、材料に関して生じた損害		○	
			39	技術、工法等の欠陥による損害		○	
		経済リスク	物価変動	40	契約締結以降の物価変動による工事費の変更		○
維持管理段階	性能リスク	要求性能	41	要求性能不適合、施設及び設備の瑕疵		○	
		性能変更	42	国の指示による要求水準の変更	○		
	施設改修等リスク	施設の改修、修繕等	43	国の指示によるもの	○		
			44	国の不適切な利用により生じるもの	○		
			45	他事業の工事の欠陥により生じるもの		○	ただし、国が発注する他のPFI事業の工事の欠陥によるものは除く

			46	要求水準に適合させるためのもの		○	
			47	上記以外の事由によるもの		○	
			48	契約締結以降の物価変動による維持管理費用の変動（契約書に定める改定ルールの内）	○		費用が増加した場合は国が負担し、減少した場合は減額変更を行う。
					○		
49	契約締結以降の物価変動による維持管理費用の変動（契約書に定める改定ルールの外）		○				
			○				
契約 終了 時	終了手続 連リスク	施設の性能 確保	50	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
		終了手続	51	事業終了時の手続に関する諸費用及びS P Cの精算手続に伴うもの		○	